

二級・木造建築士  
死亡（失そう宣告）届

下記の者は、 年 月 日 死亡致し ましたので、  
失そう宣告を受け  
関係書類を添え、建築士法施行細則第7条の規定により、届け出ます。

令和 年 月 日

静岡県知事 殿

届出義務者住所 \_\_\_\_\_

届出義務者氏名 \_\_\_\_\_

本人との続柄 \_\_\_\_\_

記

1 フリガナ 氏名	
2 生年月日	年 月 日
3 本籍地	
4 登録番号	二級・木造 第 号
5 登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日

(届出義務者の連絡先電話番号)

※ 戸籍抄本等、死亡（失そう宣告）の事実が確認できるもの及び、免許証を添付してください。